

精神障害者に対する就労支援

平成30年2月16日



厚生労働省職業安定局
障害者雇用対策課

障害者雇用の状況

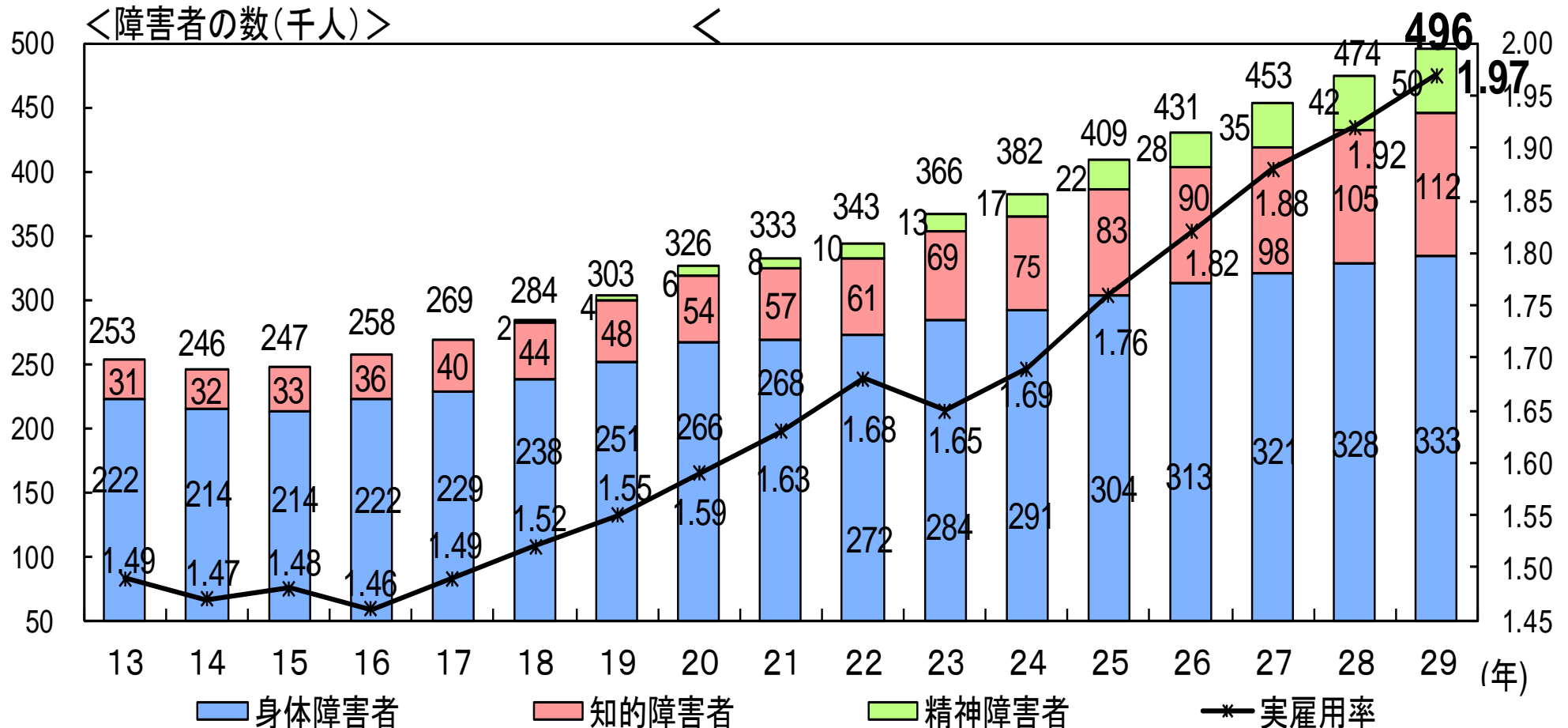
(平成29年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 49.6万人 (身体障害者33.3万人、知的障害者11.2万人、精神障害者5.0万人)

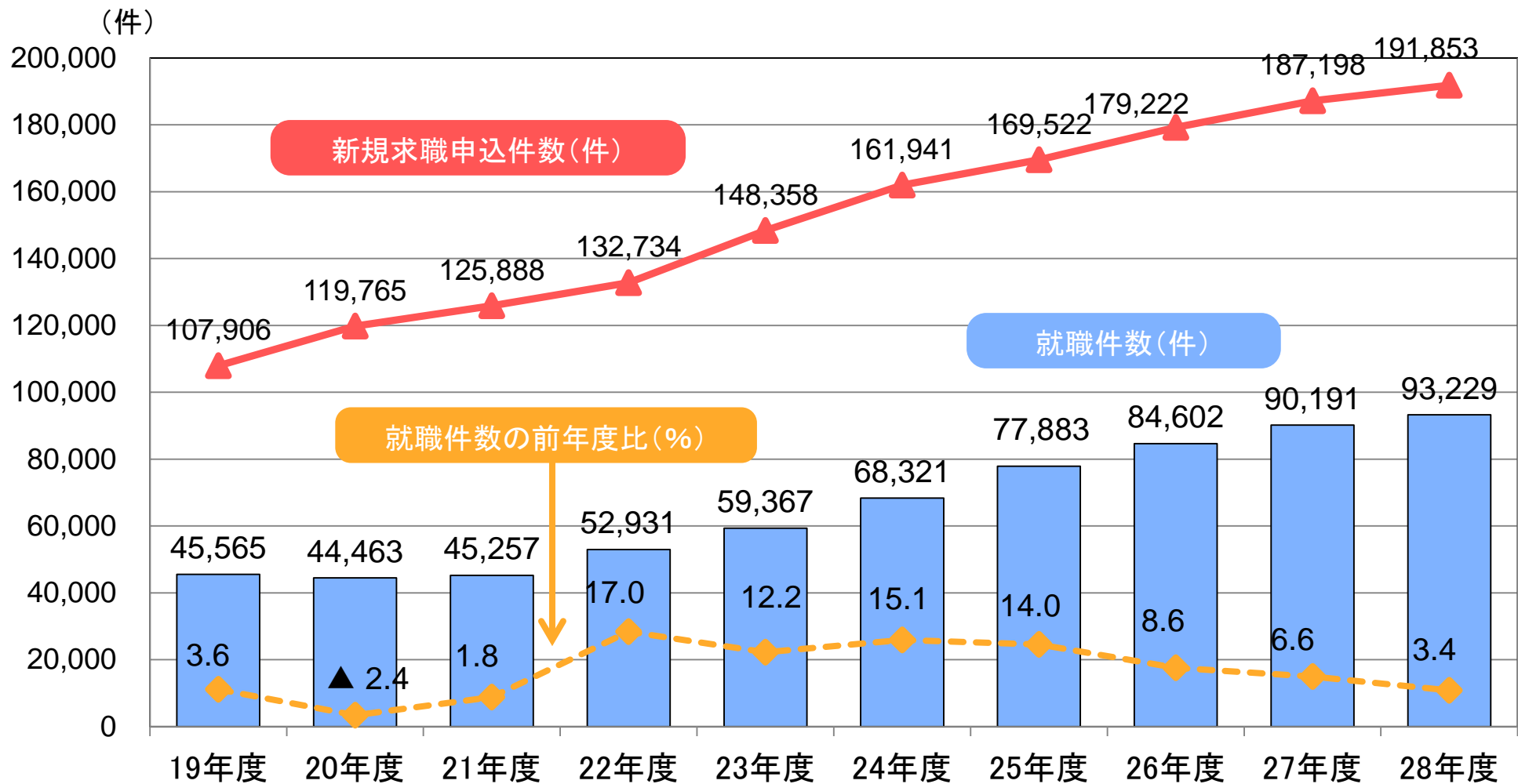
実雇用率 1.97% 法定雇用率達成企業割合 50.0%

○ **雇用者数は14年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



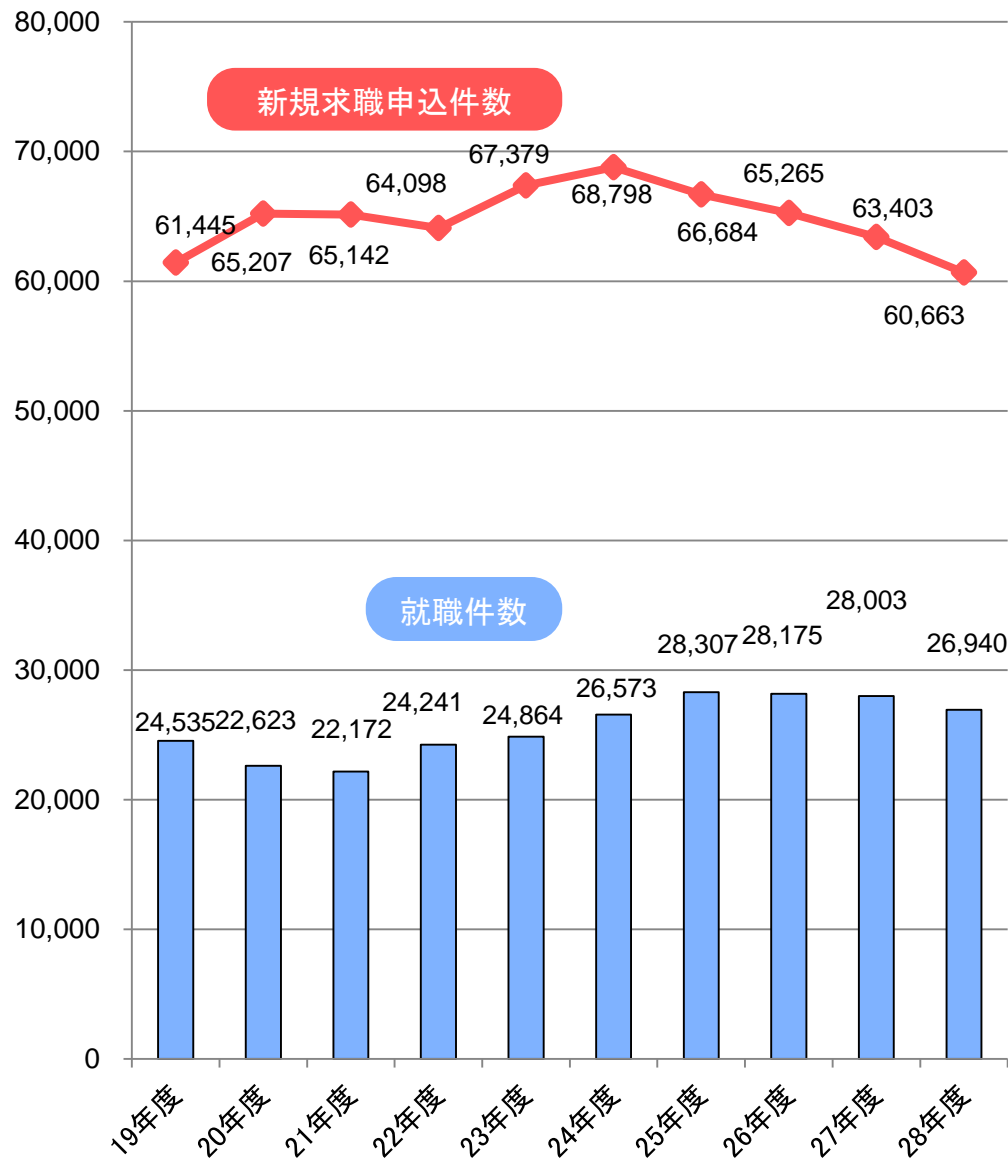
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 2016年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 就職件数は93,229件と8年連続で増加。

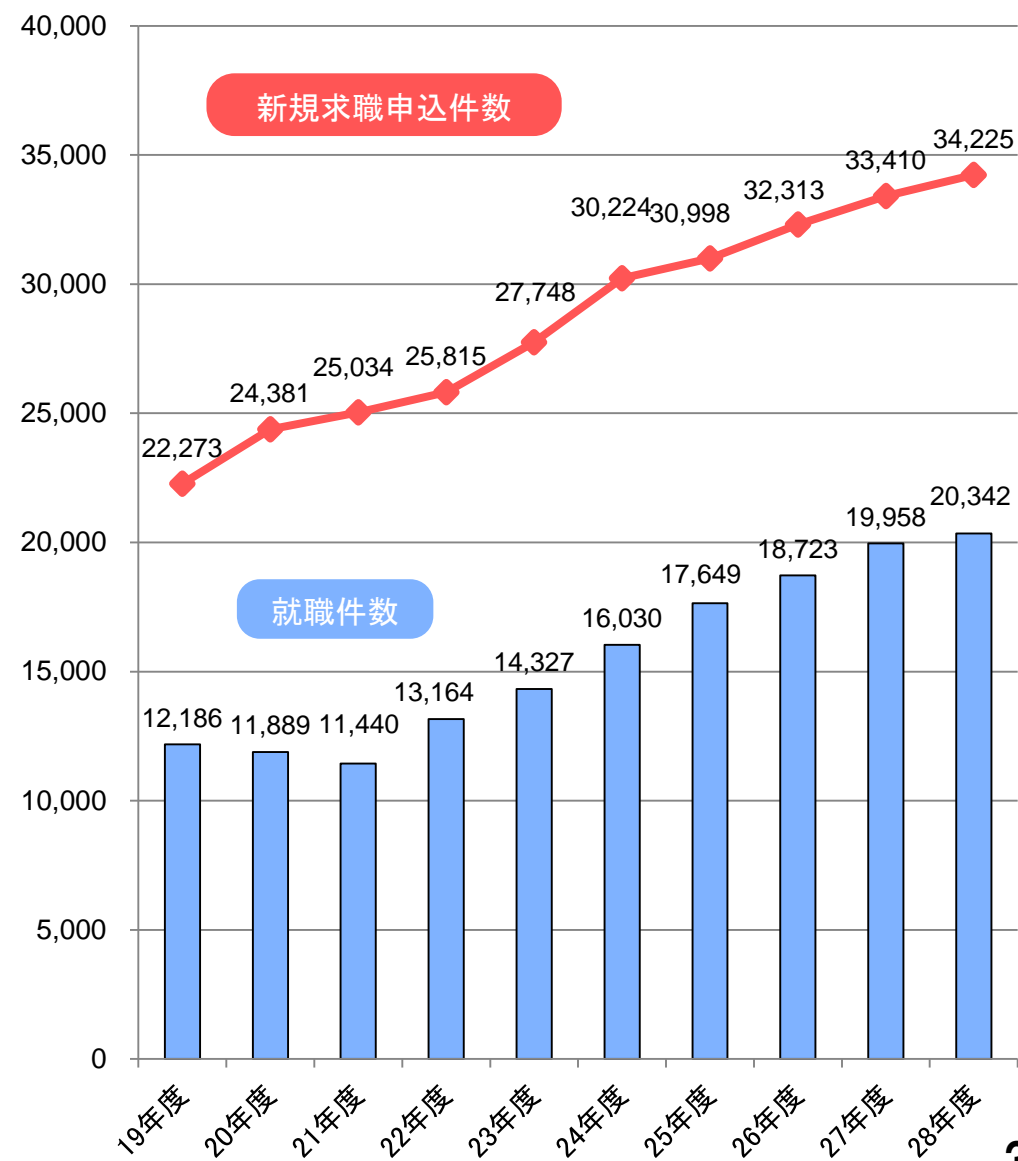


ハローワークにおける職業紹介状況(障害種別)①

身体障害者

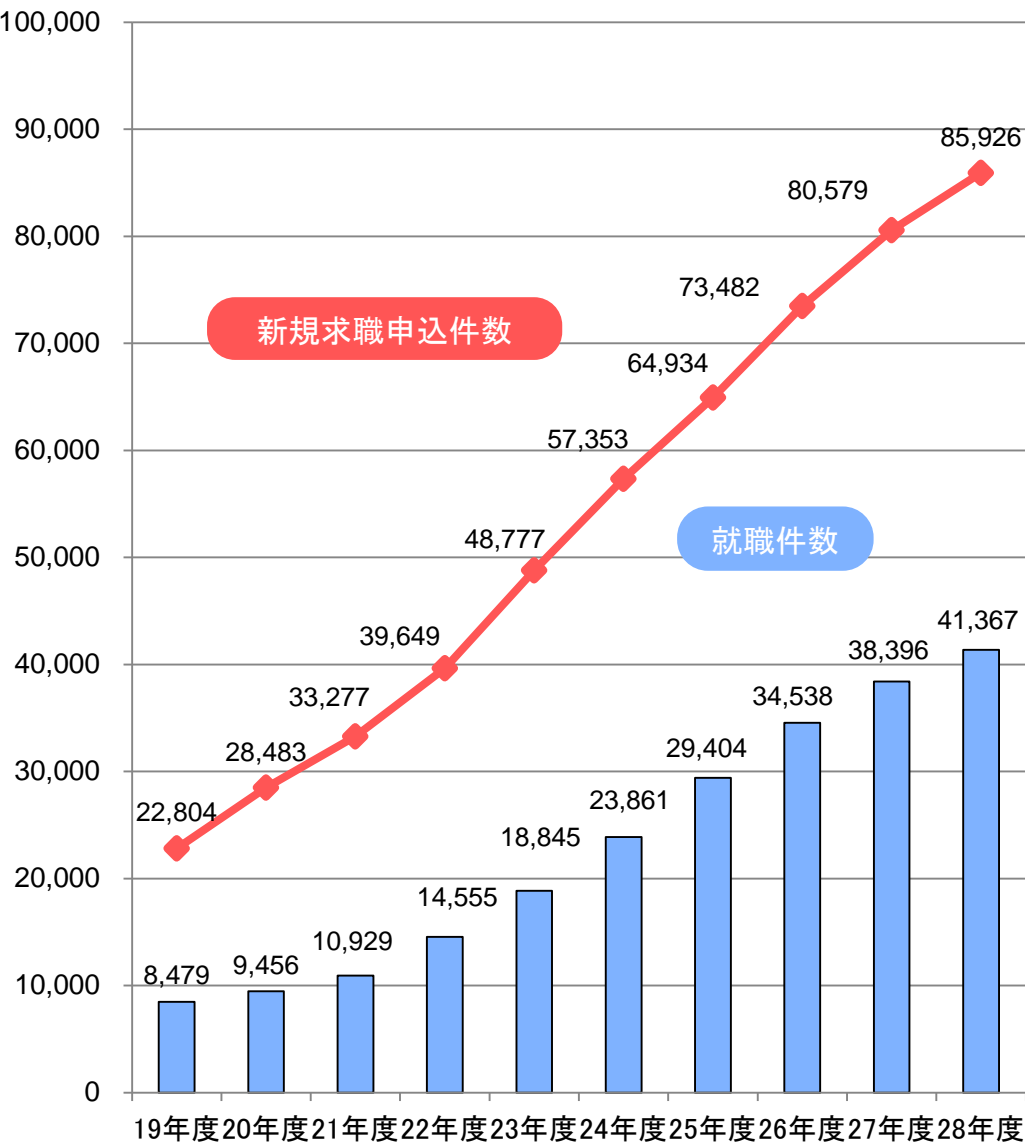


知的障害者

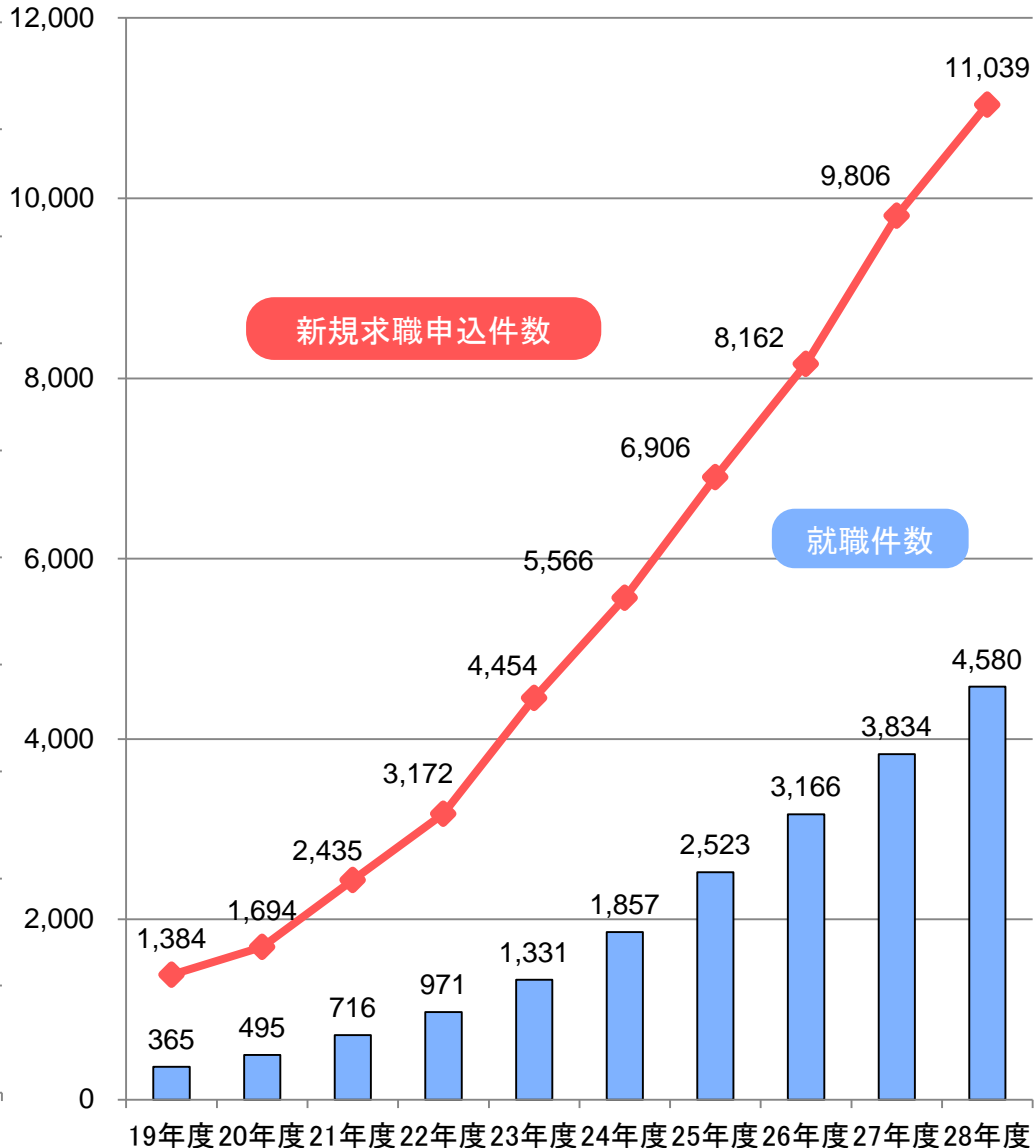


ハローワークにおける職業紹介状況(障害種別)②

精神障害者



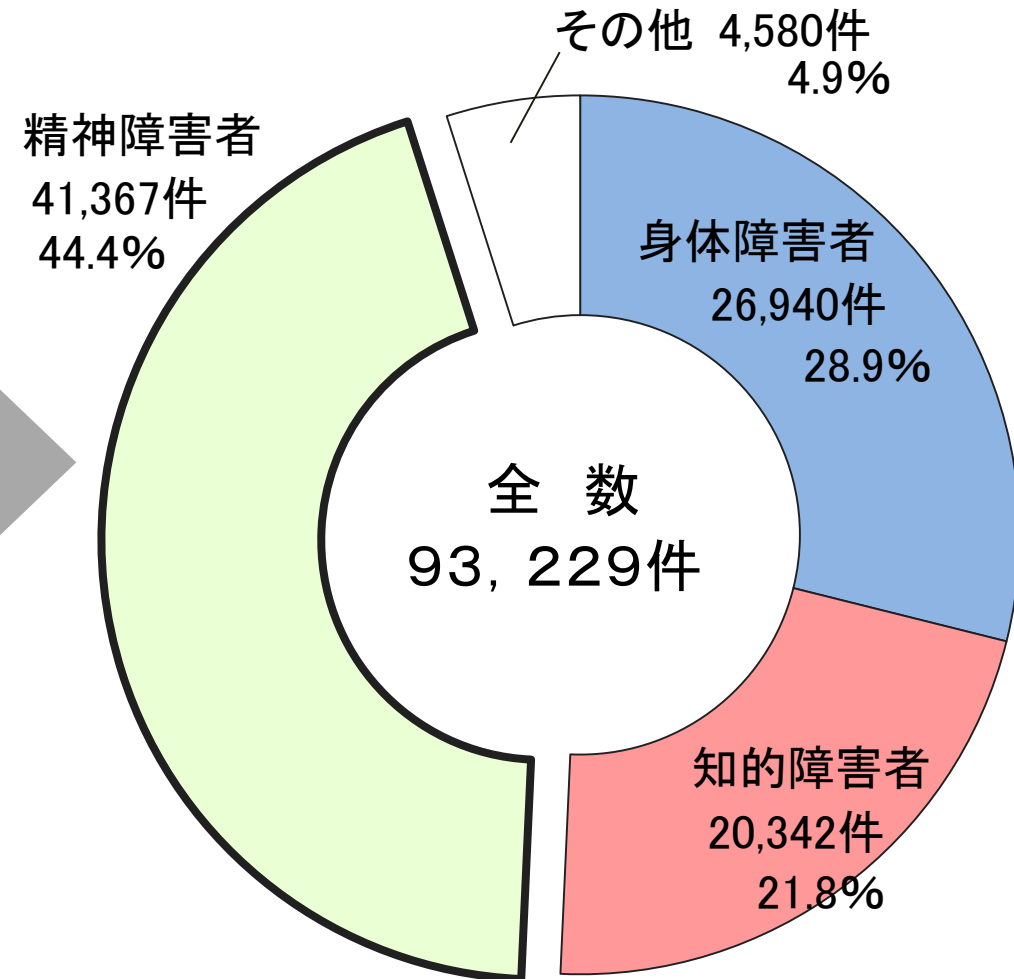
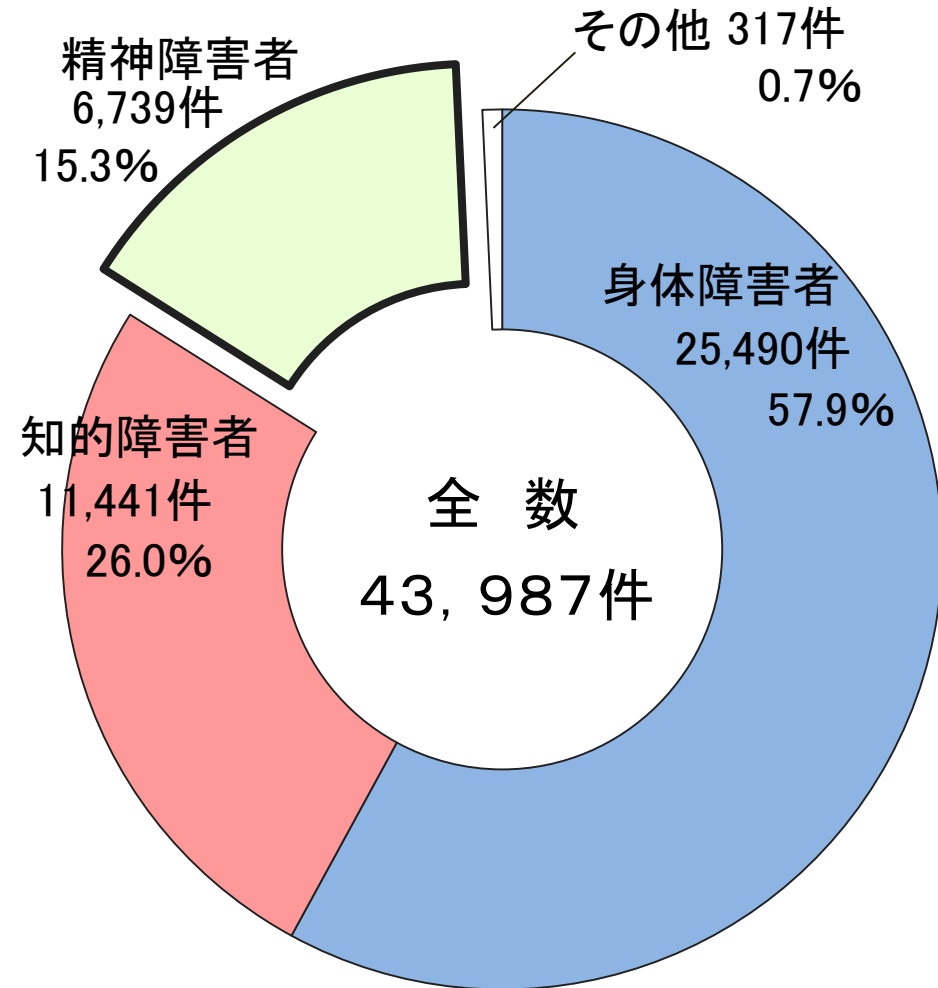
その他 (発達障害、高次脳機能障害など)



ハローワークにおける職業紹介状況(就職件数)

平成18年度

平成28年度



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数 **約859万人** 中、18歳～64歳の在宅者数 **約354万人**

(内訳: 身111万人、知 41万人、精202万人)

一般就労への
移行の現状

① 特別支援学校から一般企業への就職が **約 29.4%** 就労系障害福祉サービスの利用が **約 27.2%**

② 障害福祉サービスから一般企業への就職が **年間 1.3%(H15) → 4.1%(H27)**

※就労移行支援からは **22.4%(H27)**

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.1万人
 - ・就労継続支援A型 約 5.8万人
 - ・就労継続支援B型 約21.0万人
- (平成28年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	<u>1.0</u>
2,460人/ H18	<u>1.9 倍</u>
3,293人/ H21	<u>2.6 倍</u>
4,403人/ H22	<u>3.4 倍</u>
5,675人/ H23	<u>4.4 倍</u>
7,717人/ H24	<u>6.0 倍</u>
10,001人/ H25	<u>7.8 倍</u>
10,920人/ H26	<u>8.5 倍</u>
11,928人/ H27	<u>9.3 倍</u>

企業等

雇用者数

約47.4万人

(平成28年6月1日時点)

*50人以上企業

(平成28年)

ハローワークからの
紹介就職件数

93,229件

(平成28年度)

大学・専修学校への進学等

12,556人/年

(うち就労系障害福祉サービス 5,673人)

798人/年

特別支援学校

卒業生20,882人(平成28年3月卒)

就職 6,139人/年

障害者雇用対策について

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

（参考） 現行の障害者雇用率（平成25年4月1日から）

<民間企業>

民間企業 = 2.0%

特殊法人等 = 2.3%

<国及び地方公共団体>

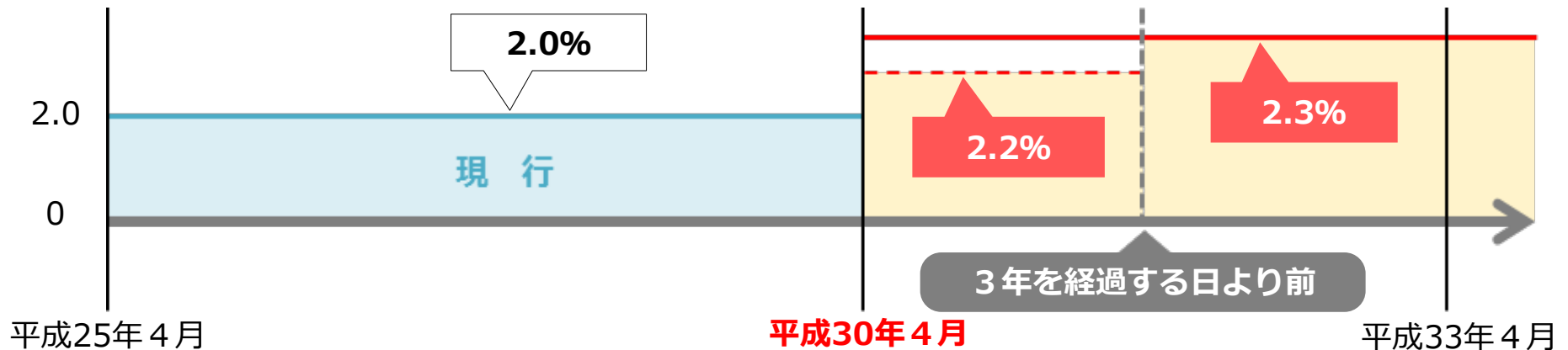
国、地方公共団体 = 2.3%

都道府県等の教育委員会 = 2.2%

障害者雇用率の算定基礎の見直し

- 従前は、身体障害者・知的障害者を算定基礎として障害者雇用率を計算していた。
- 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加した。【施行期日 平成30年4月1日】
- 施行後5年間(平成30年4月から平成33年3月まで)は経過措置として、労働者(失業者を含む。)の総数に対する身体障害者・知的障害者・精神障害者である労働者(失業者を含む。)の総数の割合に基づき、障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して雇用率を定めることとしている。
- これにより、民間企業の障害者雇用率は、平成30年4月より2.2%、3年を経過するより前に2.3%に引き上げられる。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$



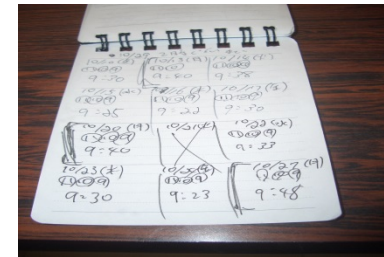
障害者の就労事例(一般就労)

事例 株式会社ヨークベニマル 大野目店(スーパー)

【雇用事例】:精神障害者

【業務内容】:商品補充陳列、トレイ回収、外周見回りなど

- ・ 業務管理者の固定化、障害特性に対する他の従業員の理解促進、作業手順書の活用などにより、本人の不安を軽減(今では、手順を自ら整理できるように)。
- ・ 不安に弱いとされる精神障害の社員にも、しっかりと「お客様の声」を伝えることで、仕事への責任感、やりがいを醸成。

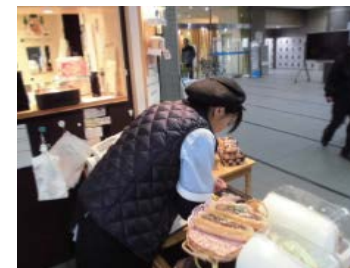
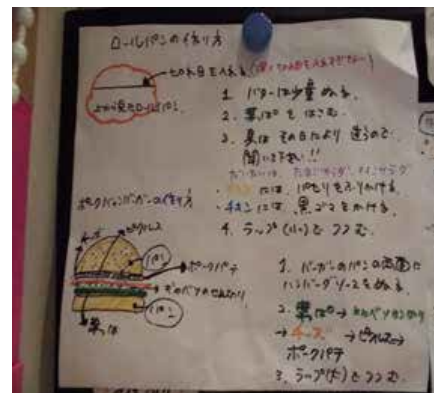


事例 ユニオン給食株式会社(喫茶サービス)

【雇用事例】:精神障害者

【業務内容】:喫茶店業務(ホール、厨房、レジ)

- ・ イラスト入り手順書を使用して、できる仕事から始めていくことで、本人の自信を醸成。
- ・ サポートをつけて、ロールプレイングを何度も実施。
- ・ 社員全員がそれぞれの障害特性を理解し合う体制を確立。
- ・ 家族とも相談しつつ社員が相談しやすい工夫を行って人間関係面の不安を軽減。



精神障害者の雇用促進に向けた周知啓発キャンペーン

- 1月16日(火)、加藤厚生労働大臣が、障害者を多数雇用する株式会社KDDIチャレンジドを訪問し、携帯電話分解業務やカフェ業務、マッサージ業務等を視察。
- 視察後、本年4月からの精神障害者の雇用義務化に向け、障害者の雇用促進及び職場定着が着実に進むよう、企業等への周知啓発キャンペーンを、2月・3月に集中的に実施するよう指示。



具体的な内容

- ・ 各府省庁に対し、所管業界内における障害者雇用の促進を勧奨するよう、要請。
(各府省庁の幹部による現場視察、所管担当課から関係団体への雇用勧奨 等)
- ・ リーフレットや厚生労働省HPで精神障害者の雇用について周知。
- ・ その他(労働局、ハローワーク等において実施)

障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」

平成30年度予定額
1,6.6(17.3)億円

- 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員(主査)**と**福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを結成し**、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)

就職を希望している
福祉施設利用者等



就職に向けた取組

就職



職場定着
職業生活の
安定

障害者就労支援チーム

主査:ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査:福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター(※1)
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校等

その他の就労支援者

- ジョブコーチ
- 相談支援事業所
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関(※2) 等

就労支援・
生活支援

職場定着支援・
就業生活支援

就労支援計画の作成

チーム構成員が連携して
支援を実施

フォローアップ

- ※1 可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。
- ※2 支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

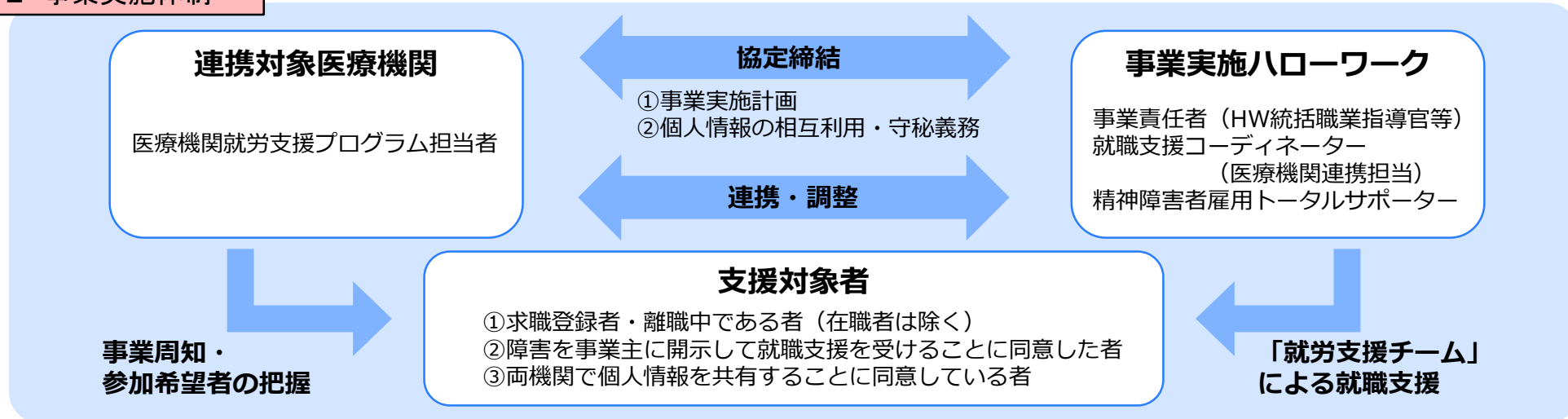
精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業

平成30年度予定額 2.1(1.9)億円

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ①連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
 - ②職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ③職場実習等の機会の積極的な提供
 - ④3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ⑤職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

4 実施労働局

平成29年度38労働局 → 平成30年度(予定)47労働局

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

平成30年度予定額 3.1 (2.8) 億円

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて、①企業への就労理解の促進、②障害者に対する職場実習の推進、③企業と福祉分野との連携の促進 を実施する。

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、大学等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者・保護者、就労支援機関、特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる助言

一般雇用の理解促進

職場実習推進

- 職場実習に協力する事業所の情報収集
- 関係機関へ実習協力事業所の情報を提供
- 実習協力事業所への受入依頼
- 実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施
- 障害者雇用ゼロ企業に特化したバスツアー等の実施

職場実習の推進

福祉分野との連携促進

- 障害者雇用が進まない事業主に対して、地域内の就労移行支援所との面談会を実施し、障害者雇用に係る支援等を共有
- 就労移行支援事業所に関する情報発信
- 就労移行支援事業所の見学会

企業と福祉の連携促進

※就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)(計47名)を配置